

# 障害者虐待防止のための指針

社会福祉法人 希望の家  
療育センターきぼう

## 1. 事業所における障害者虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は、障害者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当事業所では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、障害者虐待防止法に基づき、障害者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するために本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

## 2. 虐待の定義

- (1) 身体的虐待: 利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれがある暴行を加え、又は、正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 性的虐待: 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 心理的虐待: 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 放棄・放置: 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による(1)～(3)までの行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の業務を著しく怠ること。
- (5) 経済的虐待: 利用者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待対策委員会その他事業所内の組織に関する事項

### (1) 虐待対策委員会の設置及び開催

虐待発生防止に努める観点から、「虐待対策委員会」を設置します。

委員会は年1回以上開催し、次のことを協議します。

- ① 虐待の防止のための指針の整備に関すること。
- ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。
- ③ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ④ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村や県への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

⑤ 虐待等が発生した場合、その発生の原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

⑥ 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

虐待対策委員会で検討した結果については、記録をし、保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとします。

#### (2) 委員会の構成メンバー

委員会の委員長は法人理事長とします。委員の選出については、当法人の各自事業所の管理者及び、課長、医師、病棟看護長、主任、サービス管理責任者、その他必要と認められるものを選出し構成します。

なお、委員会メンバーを「虐待防止の担当者」とします。

#### 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回及び新規採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに県及び市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、厳正に対処します。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、行政及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する基本方針

(1) 利用者や利用者家族等及び職員から虐待の通報を受けた場合は、本指針及び虐待防止マニュアルに従って対応することとします。

(2) 事業所内で虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決に繋げられるように努めます。

(3) 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、速やかに虐待対策委員会を開催し、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ関係者から事情を確認します。また、事実関係を確認するとともに、必要に応じ

て関係機関に通報します。

- (4) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等にとり必要な措置を講じます。
- (5) 虐待対策委員会において、当該事案がなぜ発生したのか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

#### 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者や家族等、及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

#### 8. その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

権利擁護及び障害者虐待防止等のための内部研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修棟には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう務めます。

#### 附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。